

除 却 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

北 九 州 市 長 様

補助事業者：
（申請者） 住所

氏名

電話

令 和 年 月 日 付け北九州市指令都戦都空第 号で補助金の
交付（変更）決定通知があった件について、補助事業が完了したので、北九州市老朽空き
家等除却促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 老朽空き家等の所在地

住居表示： 北九州市 区 番 号

2 補助金の交付決定額（交付決定通知書に記載の額）

_____ 円

3 補助事業の実施期間（工事着工から完工までの期間）

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

4 解体事業者等との契約額

_____ 円（税込）

5 代理受領の有無： ☐ あり ☐ なし

※ 代理受領制度とは、補助申請者との契約により補助事業を実施した者（施工業者等）
が、補助申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

※ 代理受領先の解体事業者が法人の場合、法人名義（代表者個人名義不可）の受け取り口
座が必要です

※ 添付する書類

- ・ 老朽空き家等の除却前及び除却後の写真
（手壊しによる工事の場合は、重機による解体ではない事が確認できる除却中の写真）
- ・ 収支計算書（様式第16号）
- ・ 解体事業者等に請け負わせたこと及び補助事業に要した経費を確認できる書類
（解体事業者等が発行する請求書又は領収書等）の写し
- ・ その他、市長が必要と認めるもの

収 支 計 算 書

1 収入

自己資金	円
金融機関等からの借入金 ※無い場合は0円と記入してください	円
補助金の額	円
計	円

2 支出

解体事業者等との契約金額（税込）	円
うち補助対象の工事費用	円
うち補助対象外*の工事費用	円
消費税	円

* 補助対象外の工事費用には、解体事業者等との契約額のうち、家財道具の処分費用など老朽空き家の除却に直接関係しないものがある場合に計上すること。